

# 平成29年度社会教育研修事業に係る年度計画

国立教育政策研究所中期目標（平成23年3月策定）Ⅰの5の（5）に基づき、平成29年度における社会教育研修事業に係る年度計画を次のとおり定める。

## 1. 基本的考え方

研修事業の実施に当たっては、次のような視点で取り組む。

- 地域の社会教育活動を推進する上で、指導的な役割を担う社会教育指導者等を対象とする高度で専門的な研修事業を文部科学省と連携して実施する。
- 社会教育行政の核となる社会教育主事を全国に広く育成するため、その資格付与の講習を文部科学省の委嘱を受けて実施する。

## 2. 事業の概要

平成29年度においては、以下の研修事業を実施する。

### (1) 社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導的立場にある社会教育主事としての力量を高める。

### (2) 公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術についての研修を行い、地域の指導的立場にある公民館職員としての力量を高める。

### (3) メディア教育指導者講座

情報リテラシーの育成やマルチメディアの利用促進を図る上で必要な専門知識と技術を習得させ、メディア教育に関する指導者の体系的・計画的な育成を図る。

### (4) 新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。

### (5) 図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書としての力量を高める。

### (6) 博物館長研修

新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。

### (7) 博物館学芸員専門講座

学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

### (8) 社会教育主事講習 [A] 及び [B]

社会教育法第9条の5の規定に基づき社会教育主事の資格付与のための講習を行う。（B日程については、インターネットによる遠隔地会場を設定する）